



島根県報

平成26年12月12日（金）
号外 第 162 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処 分業務委託（その1）に係る一般競争入札公告の訂正	（下水道推進課）	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処 分業務委託（その2）に係る一般競争入札公告の訂正	（ " ）	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処 分業務委託（その3）に係る一般競争入札公告の訂正	（ " ）	3

特 定 調 達 公 告

平成26年12月2日付け島根県報号外第147号で公告した宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施について、内容の一部に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 訂正する事項

入札参加資格

2 訂正内容

2(1)単独企業の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
10ページ 下から7 行目	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。 ク 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

2(2)共同企業体の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
11ページ 上から3 行目	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。 また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)クの要件を満たすこと。

平成26年12月2日付け島根県報号外第147号で公告した宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施について、内容の一部に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 訂正する事項

入札参加資格

2 訂正内容

2(1)単独企業の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
13ページ 下から7	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の

行目	発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。	発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。 ク 肥料原料化業務を行う者にとっては、下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。
----	---	---

2(2)共同企業体の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
14ページ 上から3 行目	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にとっては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にとっては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。 また、肥料原料化業務を行う者にとっては、(1)クの要件を満たすこと。

平成26年12月2日付け島根県報号外第147号で公告した宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その3）に係る一般競争入札の実施について、内容の一部に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 訂正する事項

入札参加資格

2 訂正内容

2(1)単独企業の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
16ページ 下から5 行目	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。	キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。 ク 肥料原料化業務を行う者にとっては、下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

2(2)共同企業体の場合の一部を次のように訂正する。

箇所	誤	正
17ページ 上から5 行目	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にとっては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。	エ 構成員のうち、処分業務を行う者にとっては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。 また、肥料原料化業務を行う者にとっては、(1)クの要件を満たすこと。